

令和2年4月 ～ 令和7年3月

当別町教育基本計画

当別町教育委員会

はじめに

当別町では、「社会を背負う、世界にも通用する『知・徳・体』を備えた人」を目指す人間像として、平成 29 年度から管内の先陣を切って、小中一貫教育を導入しました。9年間の切れ目のない教育、一貫した教育課程のもとで当別の子どもたちを育てようという新たな義務教育のシステムです。平成 26 年度からの研究・実践期間も含め、目的としていた学力（見える学力、見えない学力）向上が成果として表れてきています。教育委員会としては、この成果をさらに高めること、持続的なものとして行くことが課題であり使命でもあります。

子どもたちは、これから変化の激しい予測困難な時代を生き抜かなければなりません。その時代は、終わりの見えない少子高齢化、生産年齢層の減少、グローバル化、情報化、絶え間ない技術革新などがもたらす社会構造や雇用環境が大きく変化した社会です。そこは AI、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられる Society5.0 と呼ばれる新しい時代でもあります。

そういった時代を生き、次代を創る子どもたちに大切なのは、義務教育段階において、確固たる「力」を身につけさせ、次のステップを踏ませることです。当別町ではそれらの「力」を 1 基礎基本に基づく発展的学力と自ら学ぶ力 2 豊かな人間性 3 健全な身体 4 英語力 5 コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力 6 当別についての学び としました。また、学びの方法については、学校がこれまでの一斉授業のみならず、個人の進度や能力等に応じた学びの場となること、同一学年集団の学習に加え、異年齢・異学年集団での協働学習を拡大していくこと、連続性のある多様な学びの場となることなど、一貫教育を活かした方法を設定しています。さらに個々の授業は「主体的、対話的で深い学び」であることは言うまでもありません。

これらの考え方や方向性を確かなものとし、未来を創る子どもたちが悠々と学び、確固たる「力」をつけられるよう、新当別町教育大綱をもとに「当別町教育基本計画」（令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月）を策定し、今後の教育行政を進めていくことといたしました。

皆様のご理解、ご支援をお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月

当別町教育委員会

目 次

第1章 策定方針について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の期間	2
4 当別町の現状	2
5 当別町の小中一貫教育の取組み	5
6 進行管理	5
第2章 基本計画（めざす教育）	6
当別町教育基本計画《体系》	6
1 基本理念	7
2 つけさせたい力とめざす子ども像	8
3 めざす学校像	9
4 めざす地域像	9
5 基本的方向性と基本施策	10
(1) 学校教育	10
(2) 子ども未来	18
(3) 社会教育	22
資料編	
1 当別町教育大綱	26
2 北海道の教育政策の動向	28
3 一体型義務教育学校の開校準備に係る組織	29

第1章 策定方針について

1 計画策定の趣旨

当別町教育委員会では、教育行政推進のため、これまで長期的な計画である生涯学習推進計画を策定し、教育施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

今日、少子・高齢化の進展、グローバル化やAI技術（Society5.0）の発展など社会の急激な変化により、教育環境が劇的に様変わりしています。そのため新しい時代に即応できる教育施策の推進が喫緊の課題となっています。

このため、当別町教育委員会では、第4次生涯学習推進計画の後継として、新たに「当別町教育基本計画」を定め、教育施策に取り組むことといたしました。

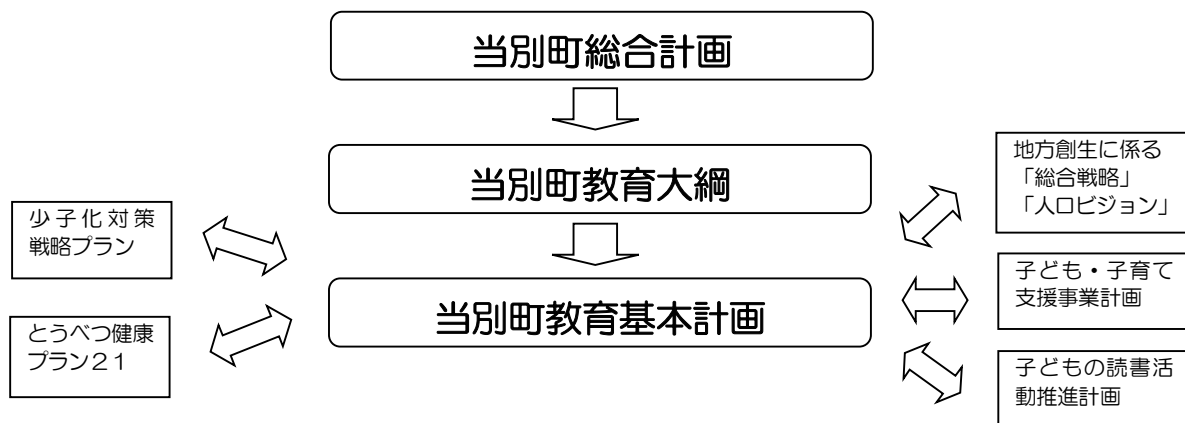
2 計画の性格

(1) 法的位置づけ

本基本計画は、当別町教育基本大綱をもとに、教育基本法第17条第2項に規定される、地方公共団体が策定する教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、当別町の教育の振興のために子育て・福祉、文化・芸術・スポーツ・健康など、さまざまな分野の施策を含む総合的な計画として位置づけられるものです。

(2) 町の諸計画との関連

本基本計画は町の総合計画、教育大綱を上位計画として定められ、他の計画との整合性を図りながら実践されます。



3 計画の期間

本基本計画の実施期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5ヶ年とします。

計画 / 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
教育基本計画	1年次	2年次	3年次	4年次	最終年次

4 当別町の現状

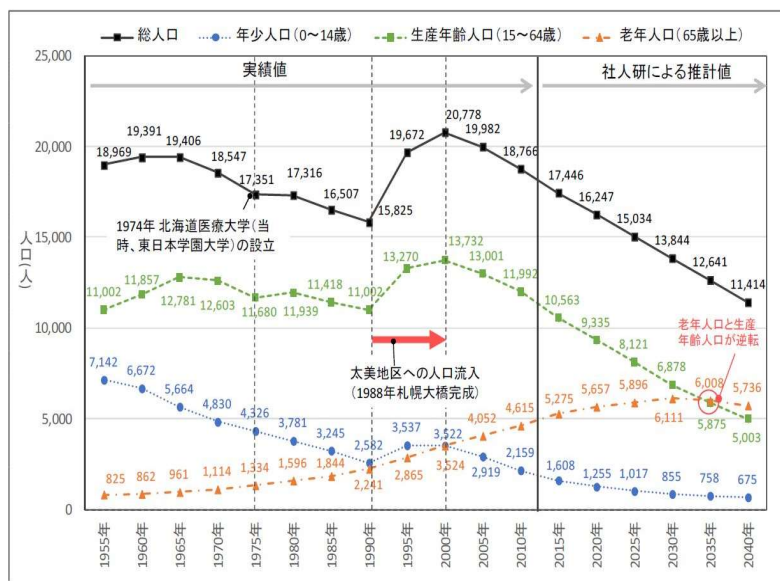
(1) 人口減少と少子高齢化

本町の人口は、1965年の19,406人から減少傾向にあったものの、太美地区の宅地開発が進み、2000年には、20,000人を超え、人口のピークを迎えました。その後、開発の終息とともに減少に転じ、2010年に18,000人、2020年に16,000人、2040年には、11,000人になると予想されています。

高齢化にあっては、2000年に老年人口(65歳以上)が15%を超え、その後、高齢化率は上昇し続け、予想では、2040年に50%を超えると推計されています。

出産可能年齢(15歳～49歳)の女性人口の推移をみると、1990年～1995年に急増したものの、2005年から減少傾向が続いており、2030年には約2,000人になると推計されています。

少子化の進行に伴い、子ども同士が切磋琢磨する機会が減り、学校や地域において、一定規模の集団を前提とした活動が成立しにくくなっています。また、子どもに対する保護者の過保護・過干渉を招きやすくなることや、子育ての経験や知識が伝わりにくくなることが懸念されています。



資料：総務省「国勢調査」
国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（平成25年3月推計）」

また、高齢化の進行に伴い、

高齢者の生きがいづくりや健康づくりが、ますます重要になっています。さらに、高齢者が、社会全体の活力を維持・向上させる上で生涯にわたり活躍し、その知恵や経験を次代に伝えていくことが必要とされており、このため、高齢者の学習・文化・スポーツ活動やボランティア活動、世代間交流などを進めることが求められています。

(2) 学力の状況

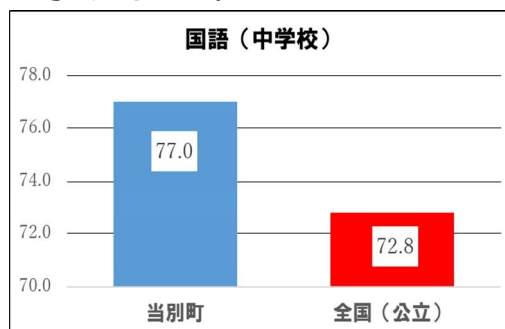
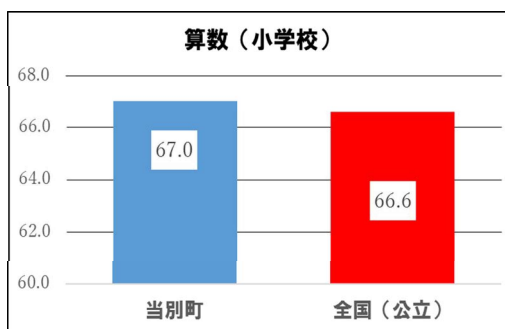
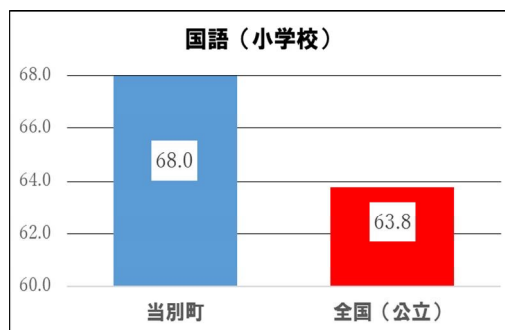
本町の子どもたちの学力は、平成 31 年度全国学力・学習状況調査の結果（下表参照）では、小学校、中学校とも全国平均を超える結果となりました。

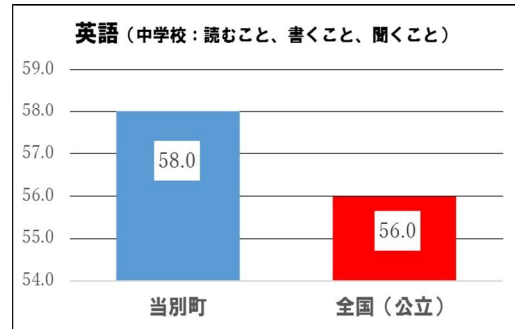
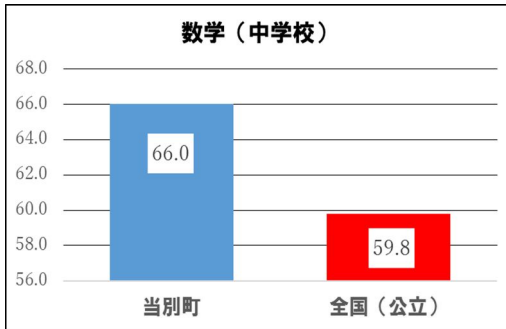
この要因として、平成 29 年度から本格的に始動した「小中一貫教育」が挙げられます。9 年間の連続性と系統性を意識した教育を展開する中で、学校力、教師力が高まり、これまでの少人数・習熟度別など指導方法の改善をはじめ、新学習指導要領の趣旨を踏まえた、「主体的、対話的で深い学

び」に視点を当てたアクティブラーニングの手法を取り入れた授業改善にいち早く取り組んできたことが、実を結んできたと考えます。

また、これからの予測困難な時代に、一人ひとりが未来の創り手となるように、学校と地域がより緊密に連携・協働することが求められており、そのために、平成 29 年度に、コミュニティー・スクールを当別地区、西当別地区に導入しました。

これにより、学校、家庭、地域がともに連携して子どもたちの生活習慣を見直す機運が生まれ、学力や体力の向上につながる取り組みを展開しています。これからも連携を密にして「質の高い教育」を実施してまいります。

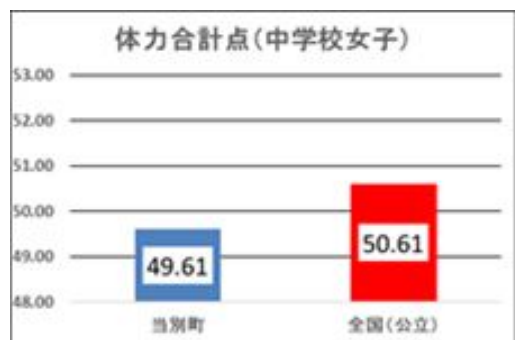
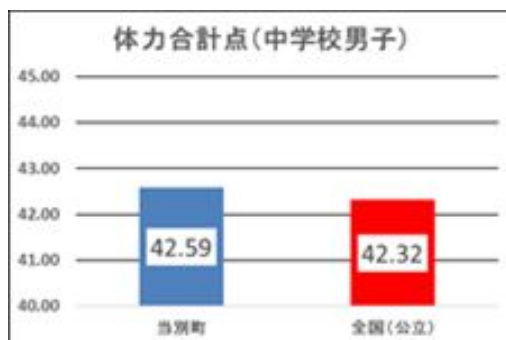
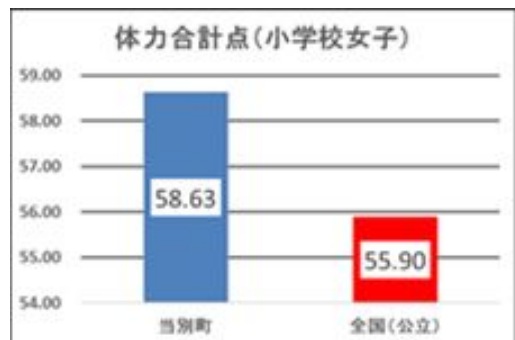
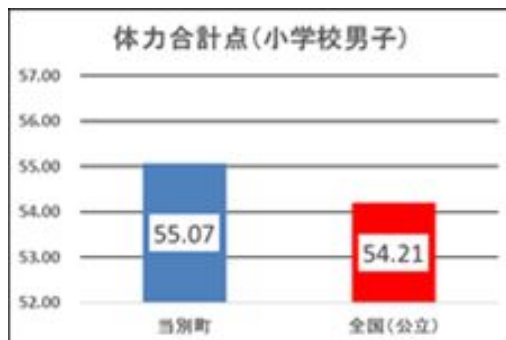




（３） 体力の状況

本町子どもたちの体力については、体力の合計点が、小学生男女、中学校男女ともに、平成30年度は、前年を上回っています（下記グラフ参照）。この傾向が継続されるように子どもたちの体力向上に取り組むことが課題となっています。

このため、授業における指導の改善はもとより、部活動や少年団活動の活性化、家庭・地域の協働による子どもの運動習慣の改善に向けた啓発や、地域のスポーツイベントへの積極的な参加促進を図るなどの取り組みを着実に推進することが必要であると考えます。



5 小中一貫教育の取組み

当別町では、小中一貫教育の研究を平成 26 年度から開始し、平成 29 年度には小中学校併設型の小中一貫校として、一貫教育を本格実施しております。それにより教育目標や目指す子ども像の共有をはじめ、教育課程、授業方法や学習規律など一貫した教育活動を進めてきました。また、一貫教育を推進する上で必要な人材を確保すべく町独自の予算で一貫教育推進講師、ALT、特別支援教育支援員などの配置をしております。

さらに、平成 29 年 10 月から当別地区、11 月から西当別地区の両地区でコミュニティスクールが発足し、小中一貫教育を進める基盤整備がなされています。

令和 4 年度には、当別地区で施設一体型義務教育学校が開設され、当別町らしい新たな義務教育が始まる予定になっています。

学校がまちづくりの核となり、新たなまちづくりが始動する契機として、また、道内で小中一貫教育のフロントランナーとしての位置づけを確たるものにしていきます。

6 進行管理

- (1) 計画の実効性確保のため、年次ごとの推進計画を立案します。
- (2) 推進計画は PDCA サイクルに基づき、点検・評価を行います。
- (3) 最終年度には、本計画の成果を検証し、次期計画に反映させます。

第2章 基本計画（めざす教育）

当別町教育基本計画《体系》

1 基本理念

1 『社会を背負う、世界にも通じる「知・徳・体」を備えた人の育成』

変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかり身につけさせ、それらをもとに思考力や判断力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働し、自らの手で自らの人生を切り拓いていける力をつける教育を実践します。

2 『幸せを実感できる生涯学習社会の実現』

すべての町民が「住んでよかった町 当別」を実感できるよう、学習・文化活動・スポーツに親しむことのできる環境づくりを行います。

2 つけさせたい力とめざす子ども像

- ① 基礎基本に基づく発展的学力・自ら学ぶ意欲 ～夢や希望を実現するため努力し、行動できる子ども～
- ② 豊かな人間性 ～自分を大切に、人を大切に、目標に向かっていける子ども～
- ③ 健全な身体 ～困難にくじけない強い心と身体を持った子ども～
- ④ 語学力 ～英語でコミュニケーションのとれる子ども～
- ⑤ コミュニケーション・プレゼンテーション能力 ～自分で考え、自分の言葉で伝え、相手の意見に耳を傾け、人間関係を築ける子ども～
- ⑥ 当別町についての学び ～当別町に誇りを持ち、どこにいても心に当別を持っている子ども～

3 めざす学校像

- ① 9年間の連続した教育課程により、基礎学力や発展的学力の定着を図る学校
- ② 少人数・習熟度別によるきめ細やかな指導を実践する学校
- ③ 一貫した英語教育により、英語を使える人材を育成する学校
- ④ 部活動等により強い心と体をつくる学校
- ⑤ 多様な進路目標の実現を図る学校
- ⑥ 地域の活性化の核となる学校

4 めざす地域像

- ① 家庭や学校を支援し、連携・協力して子どもを育てる地域
- ② 子どもたちとの心温まるふれあいのある地域
- ③ ふるさとの誇りや愛着の心を育てていく地域

5 基本的方向性

	基本施策	該当ページ	
学校教育	【基本的方向性1】確かな学力	《基本施策1 学力の向上》	10 ページ
		《基本施策2 外国語教育》	11 ページ
		《基本施策3 キャリア教育》	11 ページ
		《基本施策4 情報教育》	12 ページ
		《基本施策5 特別支援教育》	12 ページ
		《基本施策6 支援体制・相談機能の充実》	13 ページ
	【基本的方向性2】豊かな人間性	《基本施策7 道徳教育、ふるさと教育》	13 ページ
		《基本施策8 人権教育》	14 ページ
		《基本施策9 人間性を育む部活動》	14 ページ
	【基本的方向性3】健全な心身	《基本施策10 健康教育》	15 ページ
		《基本施策11 体力の向上》	15 ページ
		《基本施策12 食育》	16 ページ
	【基本的方向性4】地域とともにある学校	《基本施策13 コミュニティ・スクール》	16 ページ
【基本的方向性5】教育環境の整備	《基本施策14 安全安心な教育環境の整備》	17 ページ	
子ども未来	【基本的方向性1】子育て支援	《基本施策1 乳幼児の成長支援と家庭における子育て力の向上》	18 ページ
		《基本施策2 子育てに関する支援体制の充実》	18 ページ
		《基本施策3 ファミリー・サポート・センター事業の推進》	19 ページ
	【基本的方向性2】子どもの安全・安心な環境づくり	《基本施策4 子どもプレイハウス（放課後における児童の健全育成事業）の充実》	19 ページ
		《基本施策5 多様な保育サービスの充実》	19 ページ
		《基本施策6 児童虐待防止に向けた支援体制の構築》	20 ページ
	【基本的方向性3】認定こども園との連携	《基本施策7 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進》	20 ページ
	【基本的方向性4】幼児教育と小学校との接続	《基本施策8 幼保小接続プログラムの推進》	21 ページ
	【基本的方向性5】子ども発達支援センター機能（早期療育の推進）	《基本施策9 子ども発達支援センター機能の充実》	21 ページ
	【基本的方向性1】魅力ある学習プログラム	《基本施策1 すべての年代に対応した学習機会の充実》	22 ページ
		《基本施策2 社会教育施設の計画的整備》	22 ページ
	【基本的方向性2】文化・芸術・スポーツ	《基本施策3 文化・芸術・スポーツ活動の推進》	23 ページ
【基本的方向性3】歴史・文化遺産の保存と活用	《基本施策4 歴史・文化遺産を活用したまち・ひとづくり》	23 ページ	
社会教育	【基本的方向性4】児童・生徒・家庭に対する支援	《基本施策5 地域と一体となった取り組みの推進》	24 ページ
		《基本施策6 体験活動の推進》	24 ページ
		《基本施策7 保護者支援の充実》	25 ページ
	【基本的方向性5】図書館機能の向上（読書活動の推進）	《基本施策8 図書館を拠点とした教育・文化の発展》	25 ページ

【当別町教育目標】

強じんな精神とたくましい身体をつくる。

科学的な知識や技能を身につける。

豊かな情操の涵養と文化の創造につとめる。

自主的な判断力と社会的徳性をつちかう。

明るく豊かで住みよい郷土をきずく。 (昭和31年)

本計画には、次の時代を担う子どもたちに基礎基本をしっかり身につけさせ、自立した人として他と協働しながら、主体的に国内外の様々な世界に挑戦し、充実した豊かな人生を生きてほしいという願いを込めています。

そのために、教育の果たす役割は、きわめて大きなものがあり、その基幹の教育システムとして、当別町独自の小中一貫教育を据えています。

この小中一貫教育システムを大いに機能させ、これからの時代に必要な「力」を育成していきます。

1 基本理念

1. 『社会を背負う、世界にも通じる「知・徳・体」を備えた人の育成』

変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかり身につけさせ、それらをもとに思考力や判断力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働し、自らの手で自らの人生を切り拓いていける力をつける教育を実践します。

2. 『幸せを実感できる生涯学習社会の実現』

すべての町民が「住んでよかった町 当別」を実感できるよう、学習・文化活動・スポーツに親しむことのできる環境づくりを行います。

2 つけさせたい力とめざす子ども像

(1) 基礎基本に基づく発展的学力・自ら学ぶ意欲 ～夢や希望を実現するため努力し、行動できる子ども～

(2) 豊かな人間性 ～自分を大切に、人を大切に、目標に向かっていける子ども～

(3) 健全な身体 ～困難にくじけない強い心と身体を持った子ども～

(4) 語学力 ～英語でコミュニケーションのとれる子ども～

(5) コミュニケーション・プレゼンテーション能力 ～自分で考え、自分の言葉で伝え、相手の意見に耳を傾け、人間関係を築ける子ども～

(6) 当別町についての学び ～当別町に誇りを持ち、どこにいても心に当別を持っている子ども～

3 めざす学校像

(1) 9年間の連続した教育課程により、基礎学力や発展的学力の定着を図る学校

(2) 少人数・習熟度別によるきめ細かな指導を実践する学校

(3) 一貫した英語教育により、英語を使える人材を育成する学校

(4) 部活動等により強い心と体をつくる学校

(5) 多様な進路目標の実現を図る学校

(6) 地域の活性化の核となる学校

4 めざす地域像

(1) 家庭や学校を支援し、連携・協力して子どもを育てる地域

(2) 子どもたちとの心温まるふれあいのある地域

(3) ふるさとの誇りや愛着の心を育てていく地域

5 基本的方向性と基本施策

(1) 学校教育

9年間の切れ目のない教育課程による一貫教育を実現します。それにより徹底した基礎学力の定着、自らの夢や目標を自らの手で切り拓いていける力、世界で活躍するためのツールとしての英語力、強い心と体など、世界に通用する人となるための確固たる基礎を作ります。

また、その学びは「連続性のある多様な学び」であり、特別な支援を要する子どもたちも共に成長する教育となります。

以下に示す5つの「基本的方向性」は、その全てにおいて9年間の発達や連続性を重視し行われます。

【基本的方向性1】確かな学力

《基本施策1 学力の向上》

子どもたちに基礎的・基本的な「知識や技能」を確実に身に付けさせ、また、「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力」を含めた幅広い学力を育てます。そのため、各学校では、「主体的、対話的で深い学び」による、授業改善を積極的に進めます。

また、全国学力学習状況調査では、全国平均をはるかに上回る結果を目指します。



〈今後の取り組み〉

- ① 研修体制を充実させ、「主体的、対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善を積極的に進めます。
- ② 当別町学力向上プランを機能させ、PDCAサイクルに基づいた、カリキュラム・マネジメントの確立を図ります。
- ③ 個に応じたきめ細かな指導体制確立のため、町独自の人的配置を積極的に進めます。

《基本施策2 外国語教育》

英語で日常的なコミュニケーションができる力を身につけられるよう、英語教育の充実を図ります。中学校卒業時には、英語技能検定3級以上を取得、または英語技能検定3級程度の英語力を身に付けたと思われる生徒の割合を100%にすることをめざします。



〈今後の取り組み〉

- ① 外国人にふるさと当別の紹介を英語のできる力など、実践的な英語力を養う9年間のカリキュラムを作成します。そのカリキュラムは、「とうべつ未来学」の三本柱の一つ「国際理解教育」に位置付けて実施します。
- ② ALT、一貫教育推進講師をはじめとした指導体制の充実を図ります。
- ③ 英語技能検定等、各種の資格取得を促す施策を推進します。

《基本施策3 キャリア教育》

社会とのつながりを意識した学びにより、自らの夢を実現させるために必要な力を育みます。地域の方々、大学、企業、各機関等と連携し、自らの役割や将来の生き方を考え、目標を立てて計画的に取り組むことができる子どもを育てます。



〈今後の取り組み〉

- ① 児童生徒自身に夢を持たせ、その実現に向けて具体的にプランを立てることができる進路指導を推進します。
- ② 各機関などとの連携を強め、社会とのつながりを意識した体験活動を積極的に行います。
- ③ 「とうべつ未来学」の三本柱の一つ「キャリア教育」に位置付けて実施します。

《基本施策4 情報教育》

情報活用能力や情報モラルをすべての子どもたちに身に付けさせ、情報社会に主体的に参画する態度を養います。そのために、教師のICTを活用した授業力の向上に向けた取組やネットリテラシー研修の実施を積極的に支援します。



〈今後の取り組み〉

- ① 各種の情報活用や、ネットリテラシーの育成を図るため、児童生徒の発達段階を考慮したカリキュラムを作成します。
- ② 長期休業中に実施される教職員研修に、ICT活用の講座を設定する等、教師の資質向上を図ります。
- ③ 計画的なICT機器の更新を推進します。

《基本施策5 特別支援教育》

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、幼児期から中学校卒業時まで切れ目のない一貫した支援や指導が行われる体制をつくり、一人ひとりのニーズに対応した教育を推進します。

また、そのために、人的配置やインクルーシブ教育システムの構築に積極的に取り組みます。



〈今後の取り組み〉

- ① 小中学校間はもちろん、認定こども園在園時からの情報共有を図り、幼児期から中学校卒業時まで切れ目のない支援・指導体制を構築します。
- ② 長期休業中に実施される教職員研修に、特別支援の講座を設定する等、教師の資質向上を図ります。
- ③ 支援員、介助員をはじめとした校内支援体制の充実を図ります。

《基本施策6 支援体制・相談機能の充実》

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うために、教育や心理の専門家、医療、福祉、労働等の関係機関と連携を取りながら、より適切な支援体制を確立し、かつ相談機能の充実を図ります。



〈今後の取り組み〉

- ① スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図ります。
- ② 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じ、様々な機関との連携を図ります。

【基本的方向性2】豊かな人間性

《基本施策7 道徳教育、ふるさと教育》

道徳教育推進教師を中心とした組織的な道徳教育や、「考え、議論する」授業改善の推進を図ることで、自己の生き方を見つめ、主体的な判断のもとで行動し、自立した一人の人間として、他者ととともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。

また、地域の歴史や人物、産業について学ぶことで、ふるさと当別を愛する心を養います。



〈今後の取り組み〉

- ① 道徳教育推進教師を中心に、道徳的実践力を養う9年間のカリキュラムを作成します。
- ② 「考え、議論する」道徳の授業改善に向けて、各種の研修活動を充実させ、教師の資質向上を図ります。
- ③ 「とうべつ未来学」の三本柱の一つ「ふるさと教育」に位置付けて実施します。

《基本施策8 人権教育》

教育活動全体を通じ、人権尊重の精神や自尊感情を醸成する取組を児童・生徒の発達段階に応じて行うことで、人権に対する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成します。



〈今後の取り組み〉

- ① 人権教室の実施をはじめとしたさまざまな取組を行い、教育活動全体を通して、児童生徒の人権意識を醸成します。
- ② 教職員、保護者等を対象とした、人権教育に関する研修機会の充実を図ります。

《基本施策9 人間性を育む部活動》

部活動は、児童生徒の健全育成や人間形成に寄与し、生涯にわたってスポーツや芸術活動等に親しむための基礎を形成することから、児童の早期からの体験的参加を促し、その後の活動につながる取組を進めます。



〈今後の取り組み〉

- ① 9年間の一貫教育の中で、継続した取組を進めます。
- ② 外部指導者制度を導入し、活動内容の充実を図ります。

【基本的方向性3】健全な心身

《基本施策 10 健康教育》

生涯にわたり健康な体で暮らせるように、心身の健康に関する知識や技能、適切な意思決定や行動選択などできる能力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもたちの健康に関する実態を把握し、課題の解決に取り組みます。



〈今後の取り組み〉

- ① 保健・体育の学習をはじめ、救急救命講習や薬物乱用防止教室等を実施し、正しい知識や技能の習得、適切な意思決定や行動選択できる能力の育成を図ります。
- ② 「早寝、早起き、朝ごはん」、「ノーメディアデー」等、学校運営協議会を中心に、学校、家庭、地域が連携した基本的な生活習慣づくりを推進します。

《基本施策 11 体力の向上》

学校における保健・体育授業の改善を図るとともに学校、家庭、地域が一体となり、スポーツイベントを実施するなど、児童生徒だけでなく幼児期からの運動の機会の拡充に向けた取り組みを推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 「目標を示す」「振り返る」「工夫する」等の体育の授業改善や、体力テストの小中合同実施等を実施し、体力の向上を図ります。
- ② 社会教育と連携し、児童生徒の運動機会の拡充を図る取り組みを推進します。
- ③ 北海道医療大学や日本体育大学など高等教育機関との連携を進めます。

《基本施策 12 食育》

学校、家庭、地域が連携した食育を推進し、児童生徒の望ましい食習慣の定着を図ります。また、衛生管理の徹底や新鮮な地域食材の使用を通し、安心安全な学校給食を提供を図ります。



〈今後の取り組み〉

- ① 「食に関する指導の全体計画」に基づき、各教科等を通して児童生徒が正しい知識を習得するとともに、健康な食生活に対する意識を高めます。
- ② 成長期にある児童生徒に合った栄養や食について、保護者への啓発を図ります。

【基本的方向性 4】地域とともにある学校

《基本施策 13 コミュニティ・スクール》

子どもの健全な育成とこれからの社会に対応できる生きる力を育むために、コミュニティ・スクールを積極的に活用し、社会に開かれた特色ある学校づくりを推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 社会に開かれた学校の実現にむけ、学校運営協議会とともに社会との関わりを深める取り組みを推進します。
- ② 情報発信・収集を積極的に行い、学校、家庭、地域のニーズを学校運営協議会の活動に生かすようはたらきかけを行います。

【基本的方向性5】教育環境の整備

《基本施策14 安全安心な教育環境の整備》

安全安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化に応じ多様化する教育内容・方法の変化に対応するため、良好な教育環境の整備に努めます。



〈今後の取り組み〉

- ① 通学路や通学方法、校内施設設備の十分な検討を行い、安全安心な学習・生活環境を確保します。
- ② デジタル教科書やタブレット端末等、最新・最適なICT機器の整備を推進します。
- ③ 学校、家庭、地域との共通理解を図りながら、西当別地区に先駆け、当別地区において一体型義務教育学校の建設（令和4年度開校予定）を進めます。

(2) 子ども未来

子どもの健やかな成長のため、保護者・地域と一体となった施策を行います。

また、幼児教育と義務教育の接続など、当別町の一貫教育を推進します。

【基本的方向性1】子育て支援

《基本施策1 乳幼児の成長支援と家庭における子育て力の向上》

親子の愛着形成を促し、地域や子育て中の保護者同士のつながりを広げるため、親子の交流事業の充実を図ります。また、親子で楽しみながら学べる講座をとおして、乳幼児の健やかな成長を促すとともに家庭の子育て力の向上を目指します。



〈今後の取り組み〉

- ① 子育て支援センターにおいて「あそびのひろば」など親子の交流事業を開催し、子育て中の親子の交流を促進します。
- ② 地域の教育力を活用し、子育て・親育ち講座の充実を図ります。

《基本施策2 子育てに関する支援体制の充実》

庁内関係部局や関係機関との連携による相談体制の充実及び、子育て関連情報の発信などにより子育てを支援します。



〈今後の取り組み〉

- ① 子育てに関する相談支援体制の充実を図ります。
- ② 子育てガイドブックやインターネット等を活用した積極的な情報発信を行います。

《基本施策3 ファミリー・サポート・センター事業の推進》

子どもの一時的な預かりや送迎などの育児援助を受けたい人と会員（支援にあたる人）を結び付け、地域ぐるみでの子育てを推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 支援にあたる会員拡大に努めます。
- ② 事業の周知を図り、利用促進を進めます。

【基本的方向性2】子どもの安全・安心な環境づくり

《基本施策4 子どもプレイハウス（放課後における児童の健全育成事業）の充実》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な環境を与えその健全育成を図ります。



〈今後の取り組み〉

- ① 学校施設を活用し、子どもプレイハウスの活動充実を図ります。
- ② 地域と連携し、プログラムの多様化を図ります。

《基本施策5 多様な保育サービスの充実》

就学前の子ども一人ひとりの健やかな成長と保護者の就労を支援するため、町内の認定こども園と連携し、多様な保育サービスを実施します。



〈今後の取り組み〉

- ① 認定こども園での一時預かりや延長保育等の特別保育事業を実施します。

《基本施策6 児童虐待防止に向けた支援体制の構築》

子どもたちの命と人権を尊重し、のびのびと育つことのできる社会づくりを目指します。また、虐待につながる子育て中の親子の孤立や引きこもりを防止する取り組みを推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 母子保健部局、認定こども園、小学校、中学校、児童相談所等の外部機関との連携により、スピード感をもった支援を推進します。
- ② 町内関係機関や団体の協力を得て、地域全体で子どもを守り育てる意識の醸成を図ります。

【基本的方向性3】認定こども園との連携

《基本施策7 発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の推進》

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を養う重要な教育であることから、より質の高い教育を目指します。



〈今後の取り組み〉

- ① 認定こども園の幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質と専門性の向上を図ります。
- ② 適切な指導・監督及び連携協定の履行についての評価を行います。

【基本的方向性4】 幼児教育と小学校との接続

《基本施策8 幼保小接続プログラムの推進》

子どもの発達段階に応じた連続性のある教育活動を進めるため、幼児教育から義務教育へのスムーズな接続を推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 認定こども園と小学校間の合同研修や情報共有、子どもたちの交流など連携促進を図ります。
- ② 幼保小接続プログラムの充実を図ります。

【基本的方向性5】 子ども発達支援センター機能（早期療育の推進）

《基本施策9 子ども発達支援センター機能の充実》

心身に障がいや発達の遅れがある子どもへの早期療育を推進し、子どもの成長支援と保護者の育児不安の軽減を目指します。



〈今後の取り組み〉

- ① 療育機能及び相談機能の充実を図ります。
- ② 関係機関との密接な連携により、包括的支援体制の強化を図ります。
- ③ 保育所等訪問支援事業により認定こども園での障がい児保育の充実を推進します。

(3) 社会教育

子どもたちをはじめ、すべての町民が幸せを感じることでできる生涯学習社会の実現をめざし社会教育を展開します。

また、入植以来 150 年の中で培ってきた当別町の文化や歴史を通じて、故郷を愛する心を醸成するなど当別町の教育を支えます。

【基本的方向性 1】 魅力ある学習プログラム

《基本施策 1 すべての年代に対応した学習機会の充実》

地域の実態に即した学習環境づくりや、人々のライフステージに応じた学習プログラムを推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 青少年の健全育成事業に取り組み、町の将来を担うリーダーを育成します。
- ② 高齢者の生きがいづくりや、世代間交流事業を推進します。
- ③ 当別高校、北海道医療大等の教育機関や地域の団体と連携した事業を推進します。

《基本施策 2 社会教育施設の計画的整備》

社会教育施設の有効利用が図られるよう計画的な整備を進めます。



〈今後の取り組み〉

- ① 社会教育施設の適切な管理運営と整備のための基本計画を策定します。
- ② ユニバーサルデザインに配慮した優しい施設づくりを進めます。

【基本的方向性2】文化・芸術・スポーツ

《基本施策3 文化・芸術・スポーツ活動の推進》

町民の文化・芸術・スポーツ活動への参加や芸術鑑賞等の文化に触れる機会を提供するなど生涯を通じた活動の推進に取り組みます。



〈今後の取り組み〉

- ① 文化協会、スポーツ協会、各団体の支援に努め、町民の学ぶ意欲を高めます。
- ② 町民文化祭、体育祭など活動の成果を発表する場の充実を図ります。
- ③ 少年団や子ども会の活性化のための支援を充実させます。

【基本的方向性3】歴史・文化財産の保存と活用

《基本施策4 歴史・文化財産を活用したまち・ひとづくり》

指定文化財の適切な維持管理に努めるとともに、文化財に関する情報の発信や文化財に親しむ機会の提供に努めます。また、未指定文化財の調査、指定にも取り組みます。



〈今後の取り組み〉

- ① 伊達家由来の古文書などの調査・保存に努め、それらを活用した学習機会として「歴史学習講座」を開催します。
- ② 未指定文化財の調査に努めます。

【基本的方向性4】児童・生徒・家庭に対する支援

《基本施策5 地域と一体となった取り組みの推進》

子どもたちの成長を支えるため、地域と一体となった取り組みを進めます。



〈今後の取り組み〉

- ① 地域の教育力を最大限活かすため、地域学校協働活動本部事業を推進します。
- ② 学校教育と協働し放課後学習会、土曜学習会、土曜教室を実施します。
- ③ 学校運営協議会との連携強化を図ります。

《基本施策6 体験活動の推進》

豊かな人間性や自立心、協調性を育むため体験活動を推進します。



〈今後の取り組み〉

- ① 地域の教育資源を活用した事業を推進します。
- ② 地域巡検などの体験・参加型の事業を推進します。

《基本施策7 保護者支援の充実》

基本的な生活習慣や豊かな心など、すべての教育の出発点である家庭教育を子ども未来課と連携し支援します。



〈今後の取り組み〉

- ① 家庭教育に関する相談の機会を提供します。
- ② 子育てをする親同士をつなぐ学習機会の提供を図ります。
- ③ 子育て支援センターとの共同事業、学校運営協議会と連携し情報提供を実施します。

【基本的方向性5】図書館機能の向上（読書活動の推進）

《基本施策8 図書館を拠点とした教育・文化の発展》

学校・家庭・地域における読書活動を推進し、子どもの読書習慣の確立に努めるとともに、図書館や学校図書館の環境の充実を図ります。



〈今後の取り組み〉

- ① ブックスタート、ブックセカンド、家読等による家庭での読書習慣の啓発を行います。
- ② 学校図書館への司書派遣により、環境改善を図ります。
- ③ 町立図書館の環境整備を一步ずつ進めます。

<資料編>

1 当別町教育大綱

【大綱策定の趣旨】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体は、平成27年4月から教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下、大綱という。）を策定することとなった。この改正をうけ当別町では、平成27年に総合教育会議を開催し大綱を作成したがこの度、終期を迎えたことから、令和元年度の第1回総合教育会議において協議、調整を行い次期大綱を策定した。この大綱に基づき、学校教育や社会教育、子育て教育のさらなる発展を図る。

【期 間】

原則として、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とする。なお、この期間内において大綱を見直す必要が生じた場合は、総合教育会議において協議する。

【基本理念】

- 1 目指す人間像「社会を背負う、世界にも通用する『知・徳・体』を備えた人」の育成

変化の激しい時代を生きる子どもたちに、基礎基本をしっかり身につけさせそれらをもとに思考力、判断力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働し、自らの手で自らの人生を切り開いていける力をつける教育を実践する。

- 2 幸せを実感できる生涯学習社会の実現

すべての町民が「住んでよかった町 当別」を実感できるよう、学習・文化活動・スポーツに親しむことのできる環境づくりを行う。

【基本方針】

学校教育

義務教育学校及び併設型を基軸とした9年間の切れ目のない一貫教育を実践する。それにより徹底した基礎学力の定着、自らの夢や目標を自らの手で切り拓いていける力、世界で活躍するためのツールとしての英語力、強い心と体など、世界に通用する人となるための確固たる基礎を作る。

また、その学びは「連続性のある多様な学び」であり、特別な支援を要する子どもたちも共に成長する教育である。

1 確かな学力

主体的・対話的で深い学びにより、将来の夢や希望を実現するために必要な学力を育成する。

2 豊かな人間性（心）

自分を大切に、人を大切に、ふるさとを大切にする心を全教育活動を通じて育成する。

3 健全な心身

自分を支える基本である健全な身体を、全教育活動を通じて育成する。

4 地域と共にある学校

地域の人材を教育に取り込みながら、地域の活性化につながる教育活動を実践する。

5 教育環境の整備

義務教育学校設立をはじめ、ICT など教育環境の整備を図る。

子ども未来

子どもの健やかな成長のため、保護者や地域と一体となった施策を行う。また、幼児教育と義務教育の接続の充実を図り一貫教育につなげる。

1 子育て支援

子育て世代の交流促進など、子育てしやすい環境の充実を図る。

2 子どもの安全・安心な環境づくり

放課後児童健全育成事業の活動内容や保育サービスの多様化を図る。

3 認定こども園との連携

教育課程編成・実施への助言や支援を図る。

4 幼児教育と小学校との接続

就学に向けた接続プログラムの充実を図る。

5 子ども発達支援センター機能

多様なニーズに対応した支援プログラムの充実を図る。

社会教育

子ども達をはじめ、すべての町民が幸せを感じることでできる生涯学習を実践する。また、入植以来 150 年の中で培ってきた当別町の文化や歴史を通じて、ふるさとを愛する心を育む。

- 1 魅力ある学習プログラム
ライフステージに応じた新たなプログラムを開発する。
- 2 文化・芸術・スポーツ
超少子・高齢化社会に対応した文化・芸術・スポーツを展開する。
- 3 歴史・文化財産の保存と活用
当別開拓の歴史を後世に伝え、新しい時代に生かす活動を展開する。
- 4 児童・生徒・家庭に対する支援
地域の教育力を活用した学習支援や多様な体験活動の充実を図る。
- 5 図書館機能の向上
読書活動活性化のための多様なサービスを実践する。

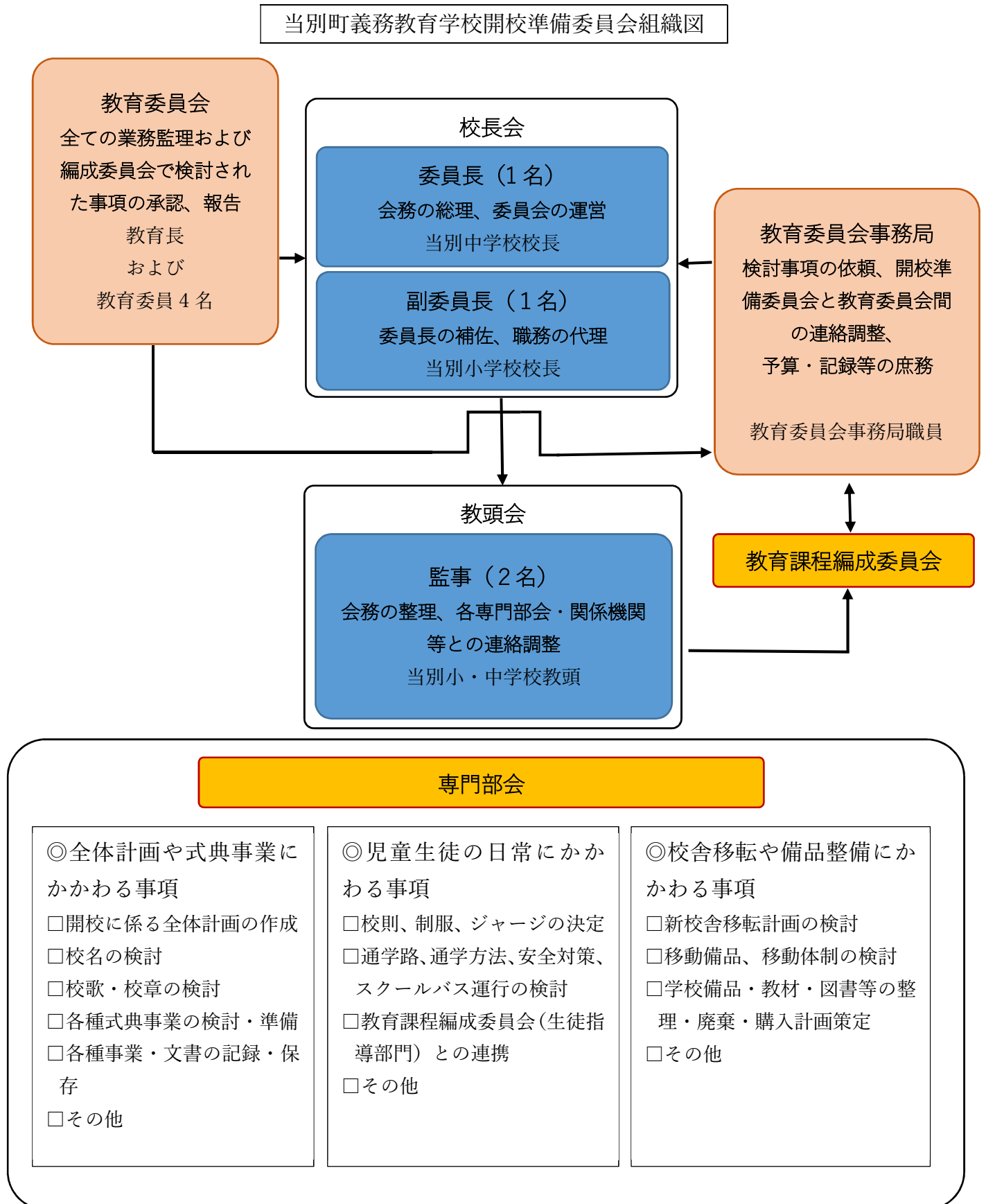
2 北海道の教育政策の動向

北海道教育委員会は、「目まぐるしく変化する社会においても、しっかりと自立し、かつ、相互に支え合うことができる人を育む」ため、平成 20 年 3 月に第四次北海道教育長期総合計画である「北海道教育推進計画」を策定しましたが、平成 29 年度をもって終了しました。その理念を継承しつつ、本道における教育課題と地域創生の実現に向けて、平成 30 年度に、新たな「北海道教育推進計画」が策定されました。この計画は、平成 30 年度から 5 年計画で、「北海道が示す教育の全体像」を示す基本的な教育計画として策定されており、基本理念としては、次のように示されています。

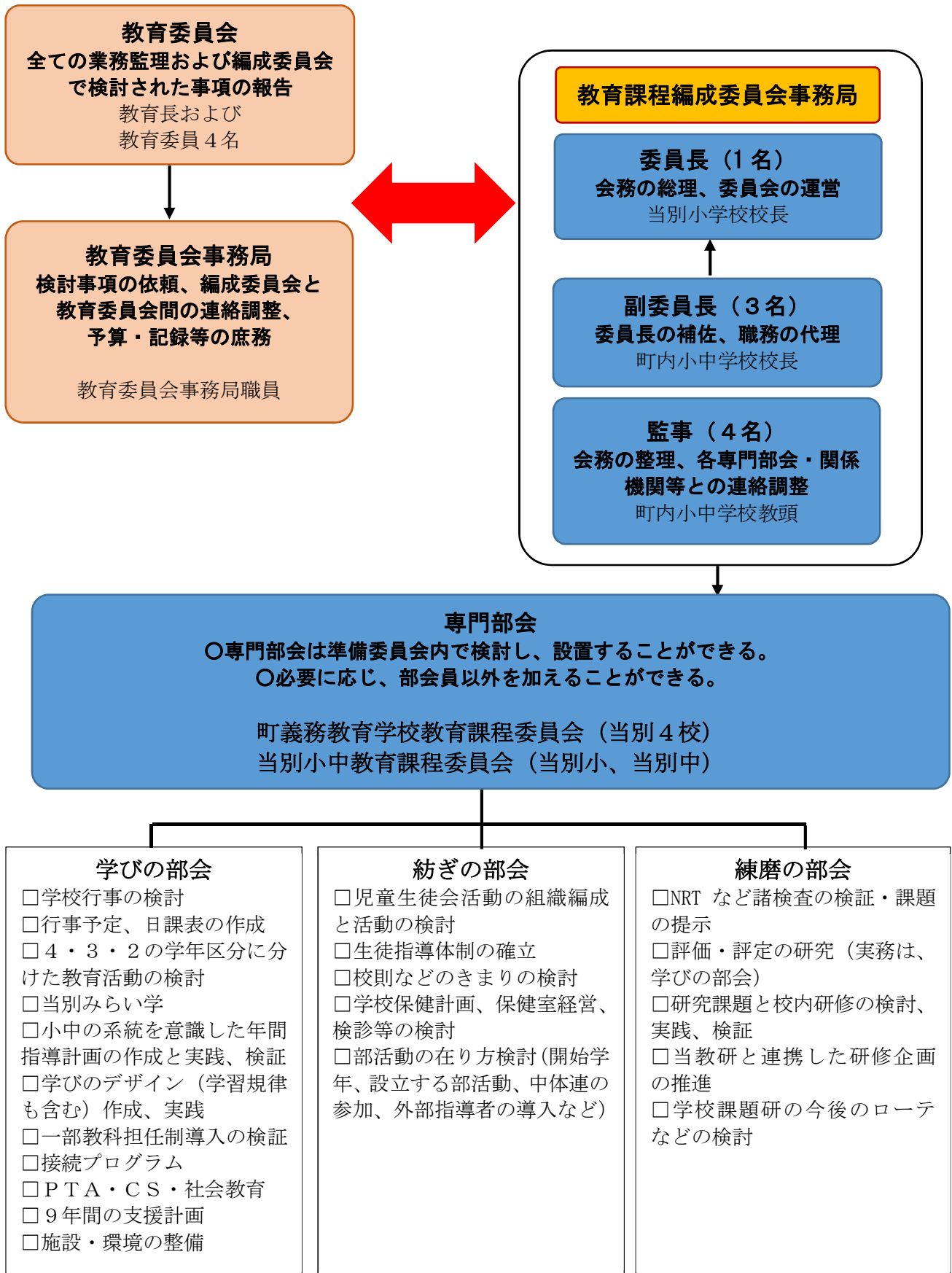
自 立	自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む
共 生	ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、共に支えあう人を育む

3 一体型義務教育学校の開校準備に係る組織

当別町義務教育学校開校準備委員会組織図



当別町義務教育学校教育課程編成委員会組織図



義務教育学校教育課程編成委員会専門部会

- 専門部会は準備委員会内で検討し設置することができる
- 必要に応じ、部会員以外を加えることができる

【1 学びの部会】主に学校行事や日課表、年間指導計画の検討

- | | |
|--|-------------------|
| <input type="checkbox"/> 学校行事の検討 | 教頭・教務・(生徒指導) |
| <input type="checkbox"/> 行事予定、日課表の作成 | 教頭・教務・教務事務 |
| <input type="checkbox"/> 4・3・2の学年区分に分けた教育活動の検討 | 教頭・教務・教務事務 |
| <input type="checkbox"/> 当別みらい学 | 教頭・教務・教務事務・道徳特活総合 |
| <input type="checkbox"/> 小中の系統を意識した年間指導計画の作成と実践、検証 | 小中一貫・時間割・教育課程 |
| <input type="checkbox"/> 学びのデザイン(学習規律も含む)作成、実践 | 小中一貫・時間割・教育課程 |
| <input type="checkbox"/> 一部教科担任制導入の実践、検証 | 小中一貫・時間割・教育課程 |
| <input type="checkbox"/> 幼小高接続プログラムの検討 | 地域連携・道徳総合特活 |
| <input type="checkbox"/> P T A・C S・社会教育 | 地域連携・道徳総合特活 |
| <input type="checkbox"/> 9か年の支援計画の検討 | 特別支援コーディネーター・支援員 |
| <input type="checkbox"/> 教育課程と連動した施設・環境の構築 | 学校事務・文化図書・学芸展示 |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

【2 紡ぎの部会】主に生徒指導にかかわる事項の検討

※開校準備委員会との関連も考慮

- | | |
|--|--------------|
| <input type="checkbox"/> 児童生徒会活動の組織編成と活動の検討 | 児童会・生徒会 |
| <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の確立 | 生徒指導・体育・体力向上 |
| <input type="checkbox"/> 校則などのきまりの検討 | 教務・生徒指導 |
| <input type="checkbox"/> 学校保健計画、保健室経営、検診等の検討 | 保健・環境美化 |
| <input type="checkbox"/> 部活動の在り方検討(開始学年、設立する部活動、中体連の参加、外部指導者の導入など) | 体育・体力向上 |
| <input type="checkbox"/> その他 | 給食事務他 |

【3 練磨の部会】主に研究・研修にかかわる事項の検討

- | | |
|--|------------|
| <input type="checkbox"/> N R Tなど諸検査の検証・課題の提示 | 研究推進・研修・学責 |
| <input type="checkbox"/> 評価・評定の研究(実務は、学びの部会) | 道徳特活総合 |
| <input type="checkbox"/> 研究課題と校内研修の検討、実践、検証 | 研究推進・研修・学責 |
| <input type="checkbox"/> 当教研と連携した研修企画の推進 | 研究推進・研修・学責 |
| <input type="checkbox"/> 学校課題研の今後のローテなどの検討 | 研究推進・研修・学責 |
| <input type="checkbox"/> その他 | |

※★内容に応じた招集

町義務教育学校教育課程委員会(当別町内4校)
当別小中教育課程委員会(当別小、当別中)